

三鷹市立小・中学校長 様

三鷹市教育委員会

教育長 貝ノ瀬 滋  
(公印省略)

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行することとなりました。

これに伴い、文部科学省及び東京都教育委員会から、令和 5 年 4 月 28 日付 5 文科初第 347 号、令和 5 年 4 月 28 日付 5 教総総第 341 号「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」により、学校等における今後の感染症対策の検討の参考として、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下、「学校における衛生管理マニュアル」という。）の改定について通知がありました。主な内容は下記のとおりです。

今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策については、「学校における衛生管理マニュアル」を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い、児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、学校の実情に応じた対応をお願いします。

また、5 類感染症への移行に伴い、三鷹市教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン（一部改定）」（令和 5 年 4 月 1 日）を廃止するほか、下記に記載の通知文等についても廃止とします。今後の感染症状況等により、必要な場合は別途通知することとします。

記

1 「学校における衛生管理マニュアル」の主な改定内容及びその留意事項等

【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においても、
  - ・ 家庭との連携による児童・生徒の健康状態の把握
  - ・ 適切な換気の確保
  - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。また、これまでもお示ししていると

おり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること。

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること。

**【新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置】**

- 児童・生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じること。  
その際、児童・生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。（そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付5教総総第340号）を参照）
- 学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童・生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと。

**2 廃止となる通知文等**

- ・ 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取扱いについて」（令和2年2月19日付31教総総第2290号）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について」（令和2年2月26日付31教総総第2347号）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の対応について」（令和2年2月27日付31教総総第2374号）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン（一部改定）」（令和5年4月1日）

（担当）

**【教育活動について】**

指導課教育施策担当課長 齋藤  
指導主事 門田  
電話 0422-29-9819

**【教職員の服務について】**

指導課教職員係 中  
電話 0422-29-9818

**【学校保健について】**

学務課保健給食係 井上  
電話 0422-29-9815